

保育所等における虐待調査等業務委託事業者募集要項

1 目的

令和7年4月、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下、「改正法」という。）」が成立し、令和7年10月以降、保育所等の職員には、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報義務が課されることとなった。

従来、保育所等の職員からの保育に関する相談業務を実施してきたが、改正法の施行、他自治体における不適切な保育に関する報道の増加等を踏まえ、児童虐待等に精通した事業者による相談対応、事実確認の実施等を委託する。

委託事業者の選定においては、プロポーザル方式により事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

2 契約期間（予定）

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

3 契約内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

4 提案限度額

2,973,300円（税込）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

No.	事項	日程
1	募集要項の公表・提出書類等の配付	令和8年5月27日（水）から 令和8年6月19日（金）15時まで
2	質問受付期間	令和8年5月27日（水）から 令和8年6月10日（水）15時まで

		(中間期限：令和8年6月3日(水) 15時まで)
3	質問に対する回答 (中間期限までの受付分)	令和8年6月5日(金)(予定)
4	プロポーザル参加希望書の提出	令和8年6月8日(月) 15時まで
5	質問に対する回答	令和8年6月17日(水)(予定)
6	提出書類受付期間	令和8年6月22日(月) から 令和8年6月26日(金) 15時まで
7	第一次審査	令和8年7月中旬
8	第一次審査結果通知発送(全参加事業者)	令和8年7月下旬
9	第二次審査	令和8年8月中旬
10	最終結果通知発送(第二次審査全参加事業者)	令和8年9月中旬
11	契約締結	令和8年10月1日(木)

7 提出書類の配布

(1) 期間

令和8年5月27日(水) から令和8年6月19日(金) まで

(2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

ホーム⇒お役立ちリンク(事業者向け)⇒事業者向けプロポーザル

8 プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加希望書」(様式第1号。以下「参加希望書」という。)を電子メールにて必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

受付期間	令和8年6月8日(月) 15時まで(必着)
提出方法	「プロポーザル参加希望書」(様式第1号)を作成の上、電子メールにより提出すること。 なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。 【件名】 「保育所等における虐待調査等業務委託：プロポーザル参加希望(事業者名)」 【提出先】 文京区こども未来部幼児保育課 メールアドレス：b311500●city.bunkyo.lg.jp ※●を@に変換して使用。

9 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

なお、受付期間後の質問及び電子メール以外の方法による質問は、受け付けない。

受付期間	令和8年5月27日（水）から6月10日（水）15時まで
提出方法	<p>「質問書」（様式第2号）を作成して、電子メール本文に事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記の上、メールで提出すること。</p> <p>なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。</p> <p>【件名】 「保育所等における虐待調査等業務委託：プロポーザル質問（事業者名）」</p> <p>【提出先】 文京区こども未来部幼児保育課 メールアドレス：b311500●city.bunkyo.lg.jp ※●を@に変換して使用。</p>
回答方法	<p>令和8年6月3日（水）15時（中間締切）までに受け付けた質問は、原則、令和8年6月5日（金）までに区ホームページにおいて回答する。</p> <p>また、中間締切日以降、令和8年6月10日（水）までに受け付けた質問については、令和8年6月17日（水）にプロポーザル参加希望書を提出した全事業者に電子メールで回答する。</p>

10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」参考に作成し提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式
1	提出書類一覧表	様式第3号
2	参加申込書	様式第4号
3	企画提案書	任意様式
4	類似業務受託実績	様式第5号
5	法人概要・組織図	任意様式
6	見積書及び内訳書	様式第6号

(2) 提出体裁等

紙媒体及び電子データの両方を以下のとおり提出すること。

ア 紙媒体による提出

提出部数 8部（正本1部・副本1部・選定用ファイル6部）

(ア) 正本は、フラットファイルに綴り、表紙・背表紙にタイトル、事業者名を記載すること。

正本に添付する書類は原本とする。

(イ) 副本は、フラットファイルに綴り、表紙・背表紙にタイトル、事業者名を記載すること。

副本に添付する書類は、正本の写しとする。

(ウ) 選定用ファイルは、フラットファイルに綴り、表紙・背表紙にタイトルのみ記載すること。なお、添付する書類は、上記(1)提出書類の一覧にある3～5の正本の写しとする。ただし、提出書類は事業者の名称その他の事業者が特定される情報を黒塗りすること。

(エ) 用紙サイズはパンフレット等を除き、原則A4判とする。やむを得ない場合は、A3判をA

4判の大きさに折ったものでも可とする。

(オ) 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。

(カ) 提出にあたっては一次審査結果通知用の封筒（長3号、宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

イ 電子データによる提出

区が提供するクラウドストレージサービス（BOX）への格納により以下のデータを提出すること。格納場所については、プロポーザル参加希望書に記載されたメールアドレス宛てに、個別に案内する。

(ア) 正本と同一の資料のデータ

(イ) 選定用ファイルと同一の資料のデータ

なお、上記(ア)及び(イ)のデータについては、様式ごとにファイルを分けて保存し、ファイル名は様式番号と提出書類名と同一とすること。

(3) 提出場所及び提出方法等

こども未来部幼児保育課（文京シビックセンター12階南側）へ持参すること。

郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

なお、提出者は本委託業務に従事する者とする。

また、受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差替え及び追加等の変更は一切行えないものとする。

(4) 提出期間

6月22日（月）から6月26日（金）の9時から15時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

受付期間を過ぎてなされた提出は、理由の如何を問わず無効とする。

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査により、委託候補事業者を上位3者以内で選定する。

(2) 第二次審査

ア 第二次審査は、第一次審査で選定された事業者から、企画提案書等に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。

イ パワーポイントの利用を可能とする。なお、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することができるが、パソコン、その他周辺機器については事業者で用意すること。

ウ プレゼンテーションの資料は、区に提出した企画提案書で行うこと。企画提案書と異なる資料の使用は認めない。

エ 区はプレゼンテーションの内容を録音することができる。

オ プレゼンテーションを欠席した場合は、辞退したものとみなす。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

ただし、区が設定した基準点を下回った候補者は、順位に関わらず選定しない。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者の結果のみを郵送で通知する。

(5) 委託候補事業者の公表

審査の透明性を図るため、本公募の応募状況及び委託候補者の名称等については、選定後、区ホームページで公開する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

[公表する項目]

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

カ 選定結果（第2位以下の応募事業者は番号等に置き換える。）

12 情報公開の取扱い

参加した事業者名については、委託候補事業者に限らず、情報公開の対象となる。また、事業者の提出書類等は、情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた箇所（ノウハウ、人事に係る情報等）については非公開とする。なお、公開の可否は区が判断する。

13 無効・失格

(1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。

(2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。

(3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。

(4) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、失格とする。

(5) (1)及び(4)の場合は、指名停止要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰上げ、協議を行う。

15 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に参加する事業者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 参加申込書等を提出した後に辞退する場合には、参加辞退届（様式第7号）に辞退理由を明記の上、令和8年7月3日（金）15時までに、「16 事業担当」まで持参すること。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16 事業担当

文京区こども未来部幼児保育課保育施設指導担当 山田・樋口・上村

TEL 03-5803-1845（直通）

メールアドレス：b311500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用。